

【ポスターセッション】

障害者虐待防止・権利擁護研修の実際

—平成26年度における全国の実施状況とカリキュラムの実際—

○ 国立のぞみの園 村岡 美幸 (5262)

相馬 大祐 (福井県立大学・6655)

キーワード：障害者虐待防止 研修 実施状況

1. 研究目的

障害者虐待防止法の円滑な施行を図るためには、①障害者の権利擁護の重要性等に関する認識の強化、具体的な援助技術の習得、② 関係法令・制度の運用の理解、③都道府県・市町村・事業者等によるネットワークの構築・強化が求められ、そのためには、業務に携わる人材の育成と研修が欠かせないものとなっている。

これに伴い、平成24年度から国が「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（以下、国研修）を、都道府県が地域生活支援事業（障害者虐待防止対策支援）にて「障害者虐待防止・権利擁護研修」（以下、都道府県研修）を実施している。それぞれの研修の位置づけについては、国研修が都道府県研修の参考を示すものとして、一方、都道府県研修は、国の研修カリキュラムに準じつつも、より効果的な内容を工夫することが望ましいとされている。それゆえ、都道府県ごとに実施状況や内容に違いが生じていることが想定される。

そこで本研究は、都道府県研修のプログラム及び実施状況等について調査し、当該研修の実際と課題についてまとめつつ、今後も継続的に開催されることが見込まれる本研修のあり方について検討することとした。

2. 研究の視点および方法

自記式のアンケートを、郵送にて配布ならびに回収した。調査の詳細については下記の通りである。

時期	平成27年8月4日～8月31日
内容	平成25・26・27年の研修の実施状況（予定）、委託状況、対象者、カリキュラム、研修実施にあたっての工夫ほか
配布先	47都道府県
回収数・率	40都道府県（85.1%）

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の倫理規定に基づき、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得て実施した。

4. 研究結果

(1) 研修の実施状況

研修は回答のあった40ヶ所全ての都道府県で研修は実施されていた。また、委託で研修を実施している都道府県は24か所と、全体の6割強に及んでいた。主な委託先は、社会福祉協議会や社会福祉士会となっていた。委託で研修を実施するにあたりA県では、委託先である社会福祉士会と事前打合せを綿密に行い、専門的立場からの知見を研修内容に反映させるなど、連携を強化しながら実施していた。

表1 平成26年度研修実施状況

	開催		委託	
	あり	なし	あり	なし
都道府県	40(100%)	0(0%)	24(63.2%)	16(42.1%)

(2) 国研修のカリキュラム別実施件数

共通研修の「障害者虐待防止法の基礎理解」と「障害者虐待防止の現状と課題」については実施件数が多く、またほとんどの都道府県で実施していた。都道府県・市町村虐待防止担当職員研修では、「養護者による障害者虐待における自治体の取組み・対応方法」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応」の講義・演習が、障害者福祉施設等設置者・管理者研修では「障害者福祉施設等設置者・管理者の責務」と「虐待事案が起きた場合の対応」が、虐待防止マネージャー養成研修では「虐待防止マネージャーの役割」と「虐待事案が起きた場合の対応」が20件前後となっていた。平成26年度から国研修のカリキュラムに加わった「知的障害者のコミュニケーション特性と面接スキル」を実施している都道府県は13ヶ所、「司法面接」を実施している都道府県2ヶ所を含めると15ヶ所であった。

5. 考察

研修を委託で実施する場合、全て委託先に委ねるのではなく、受講状況の把握、受講者名簿の管理等を始め、開催方法、カリキュラム等において、委託先と連携しながら都道府県内の研修を盛りたてていくことが重要となる。また、直営で開催する場合も、有識者や実践者の意見を聞きながら都道府県内の状況に合わせ、企画していくことが求められる。

また、実施カリキュラムにおいては、都道府県ごとによりばらつきがあることから、実施率が低い内容については、その要因が何なのかを今一度検討し、見直しを図ることが求められる。